

令和7年3月31日
豊 橋 市

第1 建設工事、工事に伴う委託業務（設計・測量・建設コンサルタント等委託業務） における令和7年度入札契約制度の改正について（お知らせ）

令和7年度、建設工事に係る入札契約制度を次のとおり改正しますので、御留意ください。

1、建設工事における入札制度について

【適用対象】令和7年4月1日以降に入札公告又は指名通知等を行う建設工事

建設工事の最低制限価格、低入札調査基準価格及び低入札価格調査制度における失格判断基準の算定方法（算定式）については変更ありません。

2、工事に伴う委託業務における入札制度について

【適用対象】令和7年4月1日以降に入札公告又は指名通知等を行う委託業務

工事に伴う委託業務の最低制限価格、低入札調査基準価格及び低入札価格調査制度における失格判断基準の算定方法（算定式）については変更ありません。

3、契約約款及び建設工事等に係る要項要領の改正について

【適用対象】令和7年4月1日以降に契約締結する建設工事、工事に伴う委託業務

本市の契約約款及び建設工事等に係る要項要領の一部を改正します。

改正後の契約約款及び建設工事等に係る要項要領は、豊橋市契約検査課下記ホームページを御覧ください。
入札契約関係規程一覧＞工事契約関係 <http://www.city.toyohashi.lg.jp/7308.htm>

4、公契約条例における特定公契約に係る労働報酬下限額の改定について

【適用対象】令和7年4月1日以降に入札公告又は指名通知等を行う予定価格1億5,000万円以上の建設工事

設計労務単価の改定に伴い、各職種の労働報酬下限額（未熟練者を含む。）を改定しました。

詳しくは豊橋市契約検査課下記ホームページを御覧ください。

豊橋市公契約条例について <http://www.city.toyohashi.lg.jp/25589.htm>

5、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正について

【適用対象】令和7年4月1日以降に入札公告又は指名通知等を行う工事

（1）議会に付すべき契約の対象工事について

見直し前		見直し後
予定価格1億5,000万円以上	⇒	予定価格2億2,500万円以上

第2 令和7年度建設工事関係要領等の変更・新規追加について

令和7年度、建設工事における要領等を次のとおり変更・新規追加しますので、御留意ください。

1. 週休2日制工事の改正 について

- 1) 豊橋市週休2日工事実施要領、土地改良系工事における豊橋市週休2日工事実施要領の改正
 - ・補正係数の改正
 - ・週休2日の定義の改正
 - ・工事評定の改定

●改正のポイント

令和7年4月1日以降の公告工事について施行

- ① 補正係数の変更
- ② 週休2日の定義を、「土曜日、日曜日を基本の休工対象日とすることとし、天候、地元調整等により休日¹に作業を行い、作業日の前後6日以内に振替休工を取得した場合は休工と認める。」と定めた。
通期での、4週8休は週休2日ではない。

2. 積算における公共工事設計労務単価の補正について

- 1) 積算の労務費補正後の単価端数処理の改正

●改正のポイント

- ・補正後の労務単価を百円未満切捨てから、円未満切捨てへ改正

3. 豊橋市工事書類簡素化要領について

- 1) 簡素化要領の内容の変更及び、設備系の追加

●改正のポイント

- ・設備系の簡素化要領を追加により、建築系から分離

4. 豊橋市建設副産物リサイクルガイドラインの改正

- 1) 資源有効利用促進法の省令改正に伴い再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）の作成対象の拡大による改正
- 2) CREDAS 機能の名称廃止に伴う改正

5. 豊橋市概算数量発注方式実施要領（試行案）の改正

- 1) 対象工事の金額の変更

6. 熱中症対策に資する土木系工事における現場管理費補正（試行）の実施（新規）

- 1) 熱中症対策として、現場管理費を補正

●ポイント

現場施工期間のうち、真夏日（日最高気温が30度以上）の日を対象に現場管理費の補正を行う。

※新要領等については令和7年4月1日以降ホームページに掲載いたします。

1-1. 豊橋市週休2日工事実施要領

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/62227.htm>

1-2. 土地改良系工事における豊橋市週休2日工事実施要領

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/62229.htm>

2. 積算における公共工事設計労務単価の補正について

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/62225.htm>

3. 豊橋市工事書類簡素化要領について

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/26181.htm>

4. 豊橋市建設副産物リサイクルガイドラインの改正

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/7306.htm>

5. 豊橋市概算数量発注方式実施要領(試行案)の改正

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/22753.htm>

6. 熱中症対策に資する土木系工事における現場管理費補正(試行)の実施(新規)

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/62226.htm>

問合せ先	豊橋市契約検査課	工事契約担当	電話	0532-51-2155・2156
		工事検査担当	電話	0532-51-2096・2100
	豊橋市上下水道局	経営課	電話	0532-51-2741・2706
	豊橋市民病院	管理課	電話	0532-33-6365

豊橋市及び豊橋市上下水道局発注工事における熱中症対策に資する

土木系工事における現場管理費補正(試行)の実施について

近年の夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る費用に関して現場管理費の補正を試行することとします。

1. 対 象 工 事： 主たる工種が屋外作業である土木工事を対象とする。
ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工程から除くものとする。
2. 適 用： 令和7年4月1日以降に公告した工事で特記仕様書に「熱中症対策に資する現場管理費補正(試行)対象工事」と記載のあるもの
3. 現場管理費率： (現場管理費率×施工地域を考慮した補正係数)+補正值+
(熱中症対策補正含む) 熱中症対策補正值
$$\text{熱中症対策補正值} = \frac{\text{工事期間の真夏日}}{\text{工事期間}} \times 1.2$$

熱中症対策補正值は少数点以下第3位を四捨五入
4. 真夏日の定義： 日最高気温が30度以上の日
(施工現場から最寄りの気象庁地上観測地点)
但し、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする
※暑さ指数(WBGT)を用いることも可。(その場合は暑さ指数が25℃以上となる日を真夏日と見なす。)
5. 実 施 の 方 法： 別紙「熱中症対策に資する現場管理費補正の実施方法」
による

熱中症対策に資する現場管理費補正の実施方法

（１）実施方法

- ① 発注者は熱中症対策に資する現場管理費の試行対象工事であることを特記仕様等に明記する。
- ② 受注者は、工事着手前に提出する「施工計画書」に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、監督員に提出する。
- ③ 受注者は、工事期間内にける真夏日の発生日数を確認できる資料を、別紙－１を参考に作成する。
- ④ 受注者は、監督員が最終変更設計書の作成開始時まで真夏日の発生日数が分かる資料を提出する。作成開始時期については監督員との協議とし、これ以降の真夏日の発生日数は考慮しない。
- ⑤ 監督員は提出された資料を確認し、現場管理費率（熱中症対策補正含む）を別紙－２により算出し設計変更を行うものとする。

（２）気温の計測方法

① 計測方法

気温は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の測定値を用いることを標準とする。なお、環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）（別紙－３）を用いることもできることとするが、その場合、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

これにより難しい場合は、施工現場を代表する１地点で気象庁の観測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。なお、計測に要する費用は受注者の負担とする。

運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31～35℃	28～31℃	嚴重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など
 (公財) 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019) より

熱中症対策費を補正する場合の提出資料(任意様式)の作成方法

工事期間内における真夏日の発生日数を確認できる資料を作成する。

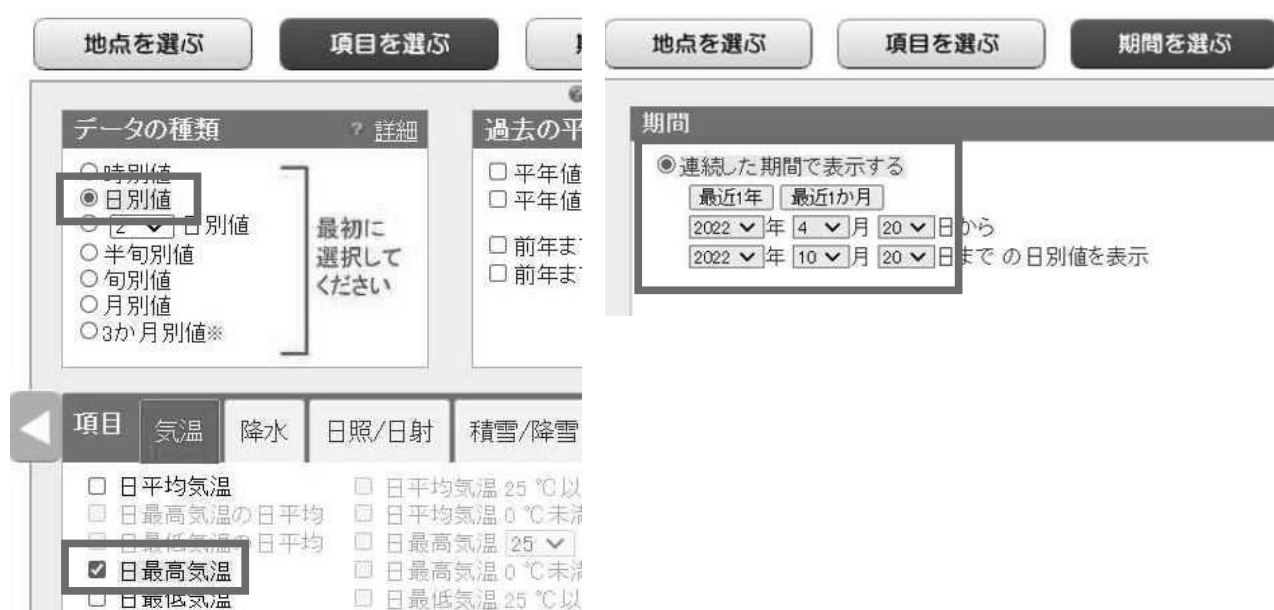
記載方法例(気温)

気象庁観測地点における日最高気温の取得方法の一例を示す。

- ① 気象庁の Web にアクセス <https://www.data.jma.go.jp/gmd/risk/obsdl/index.php>
- ② **地点を選ぶ**画面で、施工現場の最寄りの観測地点を選択



- ③ **項目を選ぶ**画面で日別値、日最高気温を選択。**期間を選ぶ**画面で工事期間を指定



④ CSV ファイルをダウンロードからエクセルを出力

過去の気象データ・ダウンロード 重要なお知らせ このページの使い方 よくある質問 CSVファイルの形式

検索条件 選択済みのデータ量: 0% 100% (上限)

期間選択の使い方

● 連続した期間で表示する

2022 年 4 月 20 日から
 2022 年 10 月 20 日までの日別値を表示

○ 特定の期間を複数年分、表示する

4 月 20 日から 10 月 20 日の値を
 2022 年から 2022 年まで表示

画面に表示 ▶

CSVファイルをダウンロード ▶

選択地点・項目をクリア

選択された地点: 観測項目

名古屋

選択された項目

日最高気温

選択された期間 (日本標準時)

2022年4月20日から
2022年10月20日までの日別値を表示

選択されたオプション

⑤ ダウンロードしたエクセルから真夏日の日数を算出

(記載例)

4	年月日	名古屋 最高気温(°C)	名
5	2022/4/20	23.7	
6	2022/4/21	21.4	
7	2022/4/22	25.2	
8	2022/4/23	25.6	
118	2022/8/11	34.5	
119	2022/8/12	31.5	
120	2022/8/16	35.4	
121	2022/8/17	29	
184	2022/10/19		
185	2022/10/20		
186			
187	工事期間	真夏日数	
188	181	96	

真夏日

日最高気温が30度以上の日をいう。但し、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする。

夏期休暇3日間は工事期間と真夏日から除く

最終変更設計書の作成開始時

工事の始期から工事の終期までの工事期間と、最終変更設計書の作成開始時までの真夏日の合計を明記して、監督員へ提出する。

工事期間に年末年始6日間、夏期休暇3日間、工場製作工を含む工事で、工場製作のみを実施している期間、工事の全部中止している期間は含まない。

現場管理費率(熱中症対策補正含む)の算出方法

熱中症対策補正値の算出方法

受注者から提出された資料に基づき現場管理費の補正値を算出する。

(記載例)		
184	2022/10/19	
185	2022/10/20	
186		
187	工事期間	真夏日数
188		181
		96

$$\text{熱中症対策補正値(\%)} = \frac{\text{工事期間の真夏日数}}{\text{工事期間}} \times 1.2 (\text{補正係数})$$

工事期間

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

なお、年末年始6日間、夏期休暇3日間、工場製作工を含む工事で、工場製作のみを実施している期間、工事の全部中止している期間は含まない。

現場管理費率(熱中症対策補正含む)

$$= (\text{現場管理費率} \times \text{施工地域を考慮した補正係数}) + \text{補正値} + \text{熱中症対策補正値}$$

熱中症対策補正値は少数点以下3位を四捨五入し2位止めとする。

真夏日の判断に暑さ指数(WBGT)※を用いる場合

気象庁の地上気象観測所の気温に変え暑さ指数(WBGT)を用いる場合は環境省が公表している観測地点の暑さ指数を用いることを標準とする。

また、その場合は暑さ指数が 25℃以上となる日を真夏日と見なす。

※ 暑さ指数(WBGT(湿球黒球温度)Wet Bulb Glob Temperature)

熱中症を予防することを目的として 1954 年にアメリカで提案された指標。単位は気温と同じ摂氏度(℃)で示されるが、その値は気温とは異なる。暑さ指数(WBGT)は人体と外気との熱のやりとり(熱収支)に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい ①湿度、②日射・輻射(ふくしゃ)など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標である。

環境省が公表している観測地点



過去データも検索可能

暑さ指数(WBGT)の実況値



環境省熱中症予防情報サイトより

(http://www.wbgt.env.go.jp/record_data.php)

豊橋市発注工事におけるＩＣＴ活用工事の推進に関する試行方針

1 ＩＣＴ活用の推進

国・愛知県におけるＩＣＴの全面的な活用推進への取組状況を踏まえ、現場の生産性向上を図るため、豊橋市が発注する建設工事（一般土木）において、以下のとおりＩＣＴ活用の推進を図るものとする。なお、運用にあたっては、ＩＣＴ活用工事実施要領（愛知県建設局及び都市・交通局）を豊橋市に読みかえて実施するものとする。

1－1 ＩＣＴ活用を推進する工種

豊橋市の発注工事における、下記の工種とする。

- (1) 土工
- (2) 舗装工
- (3) 河川浚渫
- (4) 舗装工（舗装修繕工）
- (5) 地盤改良工
- (6) 作業土工（床掘）
- (7) 付帯構造物設置工
- (8) 法面工
- (9) 土工（1000m³未満）
- (10) 小規模土工
- (11) 構造物工（橋脚・橋台）
- (12) 基礎工
- (13) 擁壁工

2 実施体制

ＩＣＴ活用の推進にあたっては、豊橋市が一体となって取り組む体制を整備し、ＩＣＴの活用の推進のための各技術に関する要領、積算方法など必要な事項について、発注担当課へ周知するとともに、実用化が円滑に進むよう対応するものとする。

3 ＩＣＴ活用の推進を図るための措置

3－1 ＩＣＴを活用した工事等

ＩＣＴ活用工事とは、以下に示すように、(1)～(5)の各段階に応じたＩＣＴ施工技術を活用する工事である。

- (1) 3次元起工測量
- (2) 3次元設計データ作成等

- (3) I C T建設機械による施工
- (4) 3次元出来形管理等の施工管理
- (5) 3次元データの納品

3-2 工事の発注及び設計変更

豊橋市の発注工事において、I C T活用工事の適用対象とする場合は、特記仕様書に明示する。

I C T活用工事を実施する場合、以下の発注方式に応じて、「積算基準及び歩掛表（愛知県建設局）」、「I C T活用工事（各種）積算要領 愛知県」により必要な経費を計上する。

3-2-1 発注者指定型

発注者指定型によりI C T活用工事を発注する場合、特記仕様書に発注者指定型であることを当初から明示する。

発注者指定型の場合、発注に当たっては、当初からI C T対象工種の必要な経費を計上することとし、設計変更により「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」及び「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」について妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

3-2-2 受注者希望型

受注者希望型によりI C T活用工事を発注する場合、特記仕様書に受注者希望型であることを明示する。

受注者希望型の場合、発注に当たっては、当初は従来の積算基準を用いることとし、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」並びに「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」及びI C T対象工種の必要な経費について妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

3-2-3 施工承諾によるI C Tの活用

特記仕様書にI C T活用工事の適用対象明示していない場合においても受注者の希望によりI C T活用工事を実施できるものとする。この場合において受注者発議による施工承諾により実施できるものとするが、I C Tの活用に必要な経費は全て受注者の負担とする。

3-3 工事成績評価における評価

I C Tを活用した工事を実施した場合は、「創意工夫」項目で加点評価するものとする。

3-3-1 発注者指定型

発注者の指定により I C T 活用工事を実施した場合、「創意工夫」項目で 1 点加点評価するものとする。なお、発注者指定型において、I C T 活用工事を実施しなかった場合は、I C T 活用工事に必要な経費は計上しない（設計変更により減額する）ものとする。加えて、工事成績評価における「法令遵守等」項目で 5 点減点するものとする。ただし、受注者の責に帰すべき事由がないときはこの限りでない。

3-3-2 受注者希望型

受注者の希望により I C T 活用工事を実施した場合、「創意工夫」項目で 1 点加点評価するものとする。

3-3-3 施工承諾による I C T の活用

施工承諾により I C T を活用した工事を実施した場合、「創意工夫」項目で活用した I C T 施工技術毎に 1 点加点評価し、最高点は 1 工事で 2 点加点評価するものとする。

4 I C T 活用の推進のための当面の留意点

I C T 活用の推進にあたって、受注者が円滑に I C T を導入して活用できるように、以下の項目について発注者として積極的な対応を図る。

4-1 監督・検査体制の構築と要領等の周知

I C T 活用工事において、施工に活用する技術については、その技術に応じた監督・検査を実施することが I C T 活用の円滑な推進のために必要である。

このため、I C T 活用工事に関する監督・検査体制の構築及び要領等を職員に周知し、各要領等に基づいた・監督・検査を実施するものとする。

4-2 研修等の実施

関係者が一体となって I C T 活用の推進に取り組むため、研修や講習会等を実施する。

5 その他

本要領に定めのない事項については、受発注者協議の上で決定する。

附則

令和 7 年 4 月 1 日施行

豊橋市 ICT 試行方針と愛知県 ICT 活用要領の主な相違点

		豊橋市試行方針	愛知県 ICT 活用要領	備考
1	対象工事	・ 1 3 工事を対象 (1)土工 (2)舗装工 (3)河川浚渫 (4)舗装工（舗装修繕工） (5)地盤改良工 (6)作業土工（床掘） (7)付帯構造物設置工 (8)法面工 (9)土工（1000 m³未満） (10)小規模土工 (11)構造物工（橋脚・橋台） (12)基礎工 (13)擁壁工	省略	
2	発注方法	・ 発注者指定型 ・ 受注者希望型 ・ 施工承諾	・ 発注者指定型・発注者指定簡易型 ・ 受注者希望型	
3	工事成績 加 点	・ 発注者指定型 加 点 1 点 ・ 受注者希望型 加 点 1 点 ・ 施工承諾 加 点 2 点	・ 発注方法に関わらず、創意工夫として評価 ・ (1) ～ (5) の技術について活用した項目毎に加点。最高 5 点 (1) 3 次元起工測量 (2) 3 次元データによる施工計画、若しくは設計図書照査の実施 (3) ICT 建設機械による施工 (4) 3 次元出来形管理等の施工管理 (5) 3 次元データの納品	
4	工事成績 減 点	・ 発注者指定型において、I C T 活用工事未実施の場合、必要な経費は計上無し（設計変更により減額） ・ 「法令遵守等」項目で 5 点減点	なし	
5	工事名	・ 工事名の末尾に「ICT●●」記載無	・ 工事名の末尾に「ICT●●」記載有	
6	取組証	・ 取組証の発行無	・ 取組証の発行有	